

令和7年度事業計画

I 法人

【経営理念】

1. 地域・社会に頼りにされ、皆が集える大樹となって地域・社会を守っていただける様な法人になることを目指す。
2. 利用者の心身において支援が必要な部分を自己決定に基づいた支援を原則として、『人間性に関する尊厳』をいささかも制限されない様な支援をさせて頂き悔いの無い老後の人生を全うして頂く。
3. 自分の所属する法人が地域・社会に認められ、組織から自分の持てる能力が評価され、その功績が利用者の満足に繋がる支援ができる。
4. 地域・社会から信頼される社会福祉事業を経営展開することは当然の責務とし、これに加えて効率性のみにとらわれず法制度化されていない狭間の支援にも積極的に取り組む。

【基本方針】

『明るく』『楽しく』『和やかに』

【モットー】

『気付きとそうぞう（想像・創造）』

【当面目標】

自分や家族・親族が入所したいと思える施設を目指す。

【重点目標】

1. 介護職員（人材）確保から定着に向けた取組
 - 現状における職員充足は、法的配置3：1のところ2.2：1となっておりかなり余裕のある配置になっています。これは、今後事業規模拡大時の人材を視野に入れた先行的人材確保としています。
 - 先行的人材確保は、法人収支の面からすれほぼ上限に達しているのが現状ですので、今後は退職人数に応じた採用人数の確保が必要になってきます。
 - 今後は、確保から定着さらに資質向上に向けた取組みを実施していきます。
2. 新規事業計画に向けた取組み
 - 経営戦略会議（7人会）を以下のメンバーで設置し、毎月2回の頻度で会議を開催して具体的経営戦略を企画していく。
理事長、副施設長、統括相談員、特養相談員、短期相談員、通所相談員、居宅管理者の7名で構成し、必要に応じて外部オブザーバーを招致する。
 - 上半期を目標に新規事業を決定し、下半期に具体的計画を策定します。

3. 予算管理の取組

- 創設20年超の老朽化した施設の設備再投資に優先順位を検討して計画的に実施していますが、予期せぬ突発的な設備再投資が発生してその都度当初計画に追加対応していますので、**内部留保金の確保が計画通りに執行出来ていない現状にあります**。この対応として、全て一括現金支払いとせず**高額設備再投資の分割支払いも視野に**いれて支払方法の検討を実施します。
- 毎月の予算管理をして毎月末の内部留保金の実績を把握し、長期資金動向予測を上記対応で補正しながら**新規事業計画実施に向けた資金計画管理を実施**していきます。

4. 社会福祉法人としての社会貢献の取組

- **地域交流センター**を活用して施設利用者と地域住民との交流を図れるよう具体的に計画準備をします。
- 地域住民に向けて**施設行事への参加発信や地域行事への協力体制の確保**をして積極的参加に努めます。

5. 介護サービスの重点取組事項

- 利用者様にとっての善悪を一番に考える職場の人間関係を作り、**介護職員がお互いに注意し合え、お互いに褒め合える職場の気風**を目指します。
- **介護スローガン**
 - 私が不適切ケアをしたら注意して下さい、宜しくお願いします
注意して下さい、有難うございます
- **介護方針**
 - 何事もこれでいいと思えば、それ以上の進歩は無い
 - 何事も諦めさえしなければ、失敗に終わることは無い
 - 何事も信念を持って迷わず実行すれば、必ず成し遂げられる

6. 人事考課規程の効果的活用に向けた取組

- 人事考課の導入によりキャリアアップの見える化を図り、職員一人一人のモチベーションを向上させ『**進んで仕事に取り組む職場**』となる様に取り組む施設全体のレベルアップを目指します。
- 人事考課表の各項目に求められている内容を分かりやすく表現するなどを含む見直しを上半期終了までに行い、令和7年度の人事考課に適用する。

7. 食事提供の現状改善と美味しい食事提供に向けた取組み

- 入所利用者様の1日当たりの食費は、令和6年度10月より経済状況が通常の方は国の設定額1,445円を1,650円に価格変更して、経済状況が通常以下の方は国の設定額1,445円で提供しています。
- 11月のすき焼きパーティー、2月の鍋パーティーには施設で収穫した野菜を使用して提供しています。
- 夏季の7月8月には水分補給の一環として、施設で収穫したスイカを一週間に1回の頻度で提供しています。
- 見た目の美味しさを追求しての盛り付けの工夫や陶器食器の導入は、職員食及びデイサービス利用者には完全導入出来ましたが、入所者(特養・ショートステイ)には一部導入に留まっていますので完全導入を目指していきます。

8. 外国人技能実習生と特定技能実習生の育成及び生活支援

- 現在雇用している外国人は、第1期生の結婚ビザ取得者(男1人)、第2期生の2号技能実習生(男2人・女2人)、第3期生の2号技能実習生(男1人・女3人)、第4期生の1号技能実習生(男1人・女2人)特定技能実習生(男1人)の合計13人(男6人・女7人)です。
- 今年度4月に、第5期生の特定技能実習生(男2人・女2人)介護ビザ取得者(男1人)の合計5人(男3人・女2人)を採用予定にしています。合計18人(男9人・女9人)
- 今年度より特定技能実習生の支援は、登録支援団体(外部委託)から自社支援して我が法人ですることとします。
- 外国人の日本語検定は現在、N4級2人・N3級13人・N2級3人となっています。随時上級日本語検定を受験して特定技能実習生までにN2級に合格出来るように支援していきます。
- 外国人の有資格者は、実務者研修修了者6人、介護福祉士1人です。
- 施設は技能実習生及び特定技能実習生に介護技術・知識を教えながら介護労働力の提供を受け、技能実習生及び特定技能実習生は施設に介護労働力の提供をして給与報酬を受け取り介護技術・知識を習得することが本来の制度目的です。施設と技能実習生及び特定技能実習生との間でWIN・WINの関係を築くことが外国人受け入れを成功に導く基本と考えて実施していきます。

【理事会の開催】

1. 第1回理事会（R7.6月上旬頃） 令和6年度事業報告・決算報告承認
2. 第2回理事会（R7.11月中旬頃） R7上半期事業計画・予算執行状況報告
3. 第3回理事会（R8.3月上旬頃） 令和8年度事業計画・予算承認
4. その他必要時開催

【評議員会の開催】

1. 第1回評議員会（R7.6月中旬頃） 令和6年度事業報告・決算報告承認
2. 第2回評議員会（R7.11月下旬頃） R7上半期事業計画・予算執行状況報告
3. 第3回評議員会（R8.3月中旬頃） 令和8年度事業計画・予算承認
4. その他必要時開催

【監事監査の開催】

1. 監事監査（R7.5月下旬頃） 令和6年度事業監査
2. 理事会開催時に出席

【評議員選任解任委員会の開催】

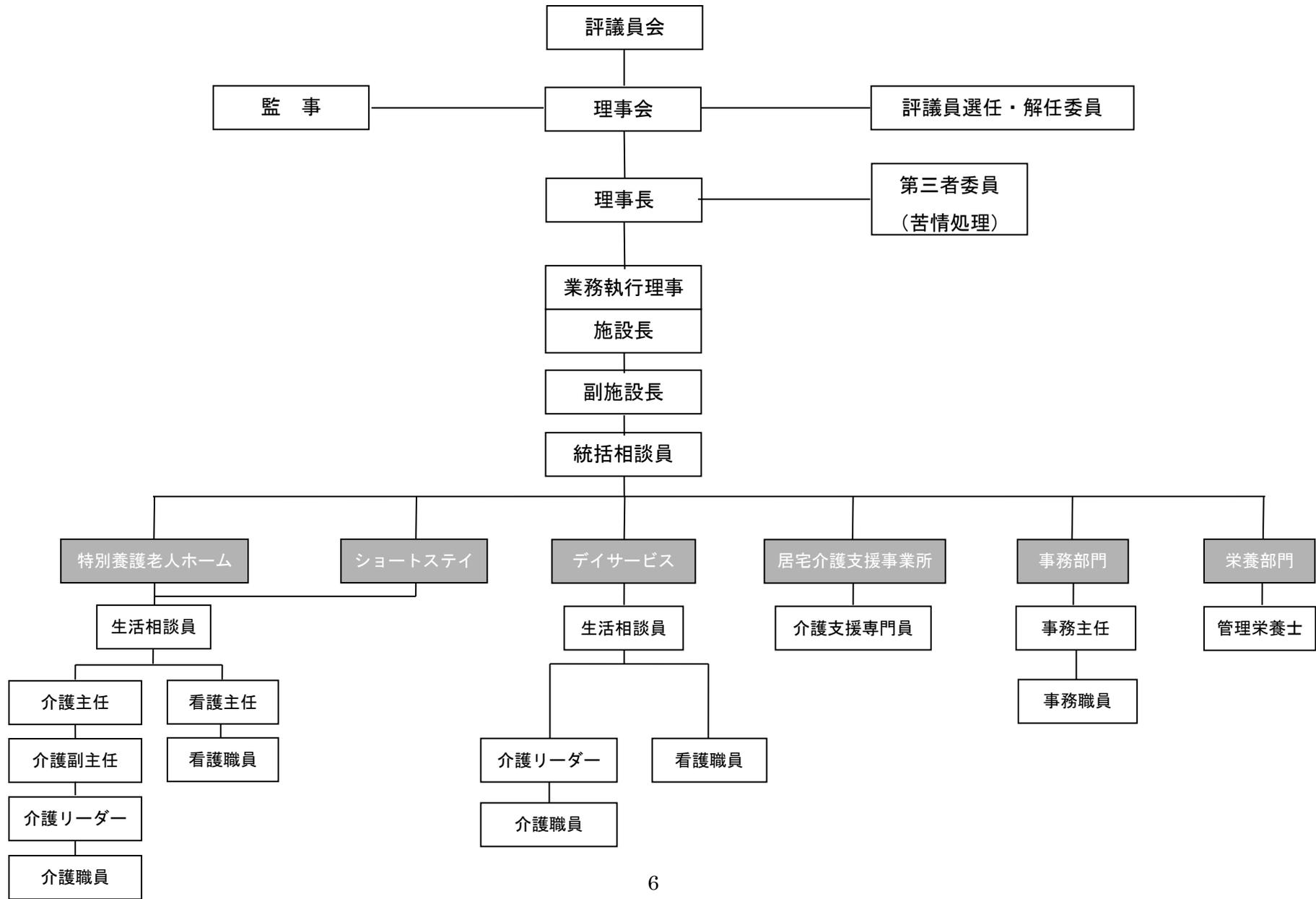
1. 評議員選任解任委員会（随時）

【役員構成】

理 事 会	理事長（施設長）	木村 学司
	理 事	奥野 和年
	理 事	谷生 幸穂
	理 事	岡田 幸男
	理 事	高橋 和人
	理 事	木村 和恵
評 議 員 会	評議員	横山 孝美
	評議員	木村 良明
	評議員	青木 秀太郎
	評議員	竹内 榮一
	評議員	武田 信二
	評議員	濱口 和也

	評議員	大山 守
監 事	監 事	大野 秀朋
	特定監事	松井 浩光

組 織 図



Ⅱ 特別養護老人ホーム

1. 重点目標

- (1) 令和6年度の目標稼働率は、98%とする。
- (2) 近年の傾向として、入所申込者数の減少が顕著にみられますので入所申込者の斡旋を積極的に実施していきます。
 - 通常入所受付とは別に近隣居宅支援事業所やサービス付き高齢者住宅を定期的に訪問して入所希望者の情報を入手して入所申込の支援をして入所申込者数増加を図ります。
- (3) 困難ケースを拒むのではなく柔軟な受け入れの対応ができるよう介護医務と対応の検討をして、出来る限りお受け入れが可能な体制をとれるように取り組んでいきます。
- (4) 入院中は病院に積極的に情報収集し入院期間を把握し、空床の積極的なショートステイ利用に努めます。また長期の入院であれば、一旦退所して頂き退院のメドがつき次第ロングショートから入所し空きができ次第再入所という形を取るようにし空床期間がないようにしていきます。
 - 入院になった場合には、出来るだけ早急に治療方針(予定入院期間)を確認して一次退所にするのか継続入所にするのかの判断をします。
 - 継続入所と判断した場合には、入院期間中の居室費用(負担段階の適用は無く満額負担)が発生する旨と、空床利用(居室費用負担無し)の承諾をご家族に説明了解を得ます。また入院期間中のショートステイによる空床利用をショート相談員と協働して空床利用促進に努めます。
 - 死亡退所となった場合は、事前に開催された入所判定会議の優先度の高い入所候補者のご家族に連絡して遅滞なく入所が出来る様に支援します。
- (5) 我々の職務はサービス業であることを念頭に利用者様の尊厳を保った支援を大前提として、特別養護老人ホームに入所されても可能な限り制約を除外して利用者様が望む生活を送っていただけるように、専門性をもって支援していくことを基本方針として『支援してあげる』ではなく『支援させて頂いている』ということをお忘れず、安全で快適な生活の場の提供と生活の質の向上を目指します。
- (6) サービスの質の向上を目指し、以下の点に取り組めます。
 - 認知症に対する知識不足から発生しがちな虐待・拘束を少しでも予防するために認知症基礎研修受講を無資格職員の義務とする他、有資格者であってもよりレベルの高い認知症研修の受講を計画的に実施します。
 - 令和6年度は喀痰吸引2号研修の受講再開、職員に順次実施していきます。
 - サービス向上委員会定期的を開催して、我々が提供するサービスが利用者主体になっているか等サービス提供の評価機会を設け、見直し改善を図る

ていくと共に気づきや配慮が伴うサービスを目指します。

- 資格取得支援や研修参加の機会を設け、多数の有資格者配置を目指します。特に実務者研修の取得を支援強化して、更には介護福祉士及び喀痰吸引2号へのレベルアップに努めます。
- 無駄を省き合理化を図る目的をもって、利用者様が主体となることを前提とした業務改善やコスト意識の定着を図り進んで仕事に取り組む職場となるような体制の構築を目指します。

2. 各委員会活動

① 食事委員会・口腔ケア委員会

- ご利用者の「食べたい」が実現できるよう四季折々のメニューの考案及び希望を取り入れたメニューの発案をします。
- 食席や援助スペースが適切であるか見直しを行うことで、要介助者だけでなく自立されている方への目配り・気配りをした安全な食事環境に努めます。
- 健康の源である食事は、出来る限り長く経口摂取が適うよう食事形態・食事姿勢・嚥下力など他職種と情報を共有し必要に応じて迅速に対応できるように努めます。
- 感染対策時や緊急事態に於いても、可能な限り美味しく食べて頂けるようにまた水分不足とならない様に努めます。
- 口腔衛生管理体制の整備し歯科医師及び歯科衛生士の指導を受け、口腔衛生の知識を深め誤嚥性肺炎の予防や機能低下の予防に努めると共に、日頃から清潔への意識を高めます。
- 誤嚥などの事故を防ぎ、安全に食事が摂れるように利用者様一人一人に適した食事形態、自助具の使用、食事時の姿勢などの適宜見直しを行います。
- 食事介助技術のレベルを上げる為の検討会を実施して、皆が同じレベルで食事介助業務が出来るように情報共有を行います。

② 排泄委員会

- 利用者一人ひとりの排泄状況を観察し、個別に対応できるように努めると共に、利用者の不快な思いが少しでも軽減できるように気づきを大切にスピーディーな対応を行います。また、最大限プライバシーの保護に努めます。
- 感染対策の観点からも正しい介助方法を習得すると共に、継続できるようにチェック体制を整えます。
- 災害時の排泄ケアについて対策し、それに伴う準備を整えます。

- トイレの環境を整え清潔にトイレを使用して頂く為、清掃体制を整えて常に清潔を維持して感染予防に努めます。

③ 入浴委員会

- 利用者のADLに応じた入浴形態を検討し安全且つ安心となる入浴を提供できるように、入浴時の見守り体制及び介護技術の向上に努めます。
- 感染対応などにより入浴が困難な場合でも、清拭や更衣の徹底を図り清潔に過ごして頂けるように努めると共に、一日でも早く入浴が再開できるよう提案・検討を行います。
- 季節に合わせた行事湯の提案を行い、ポスターを掲示し楽しみにして頂きます。
- 一時的な身体機能のレベル低下や体調不良であっても安易に中浴中止とせず、その状態に応じた入浴を可能な限り実施します。

④ 胃瘻・喀痰吸引安全管理委員会

- 胃瘻造設利用者は食べることの楽しみを十分に持つことはできない分、散歩などの外出や行事に積極的に参加し生活の質の向上を図ります。
- 口腔ケアを実施し清潔を保持します、口腔機能の低下を予防することで誤嚥性肺炎にならないように取り組みます。
- 介護職員が喀痰吸引を実施していない期間が長くなると、技術低下や吸引に対する不安を抱えるおそれがあるため、定期的に看護師によるフォローアップに努めます。
- 吸引が常時必要な利用者においては、個別で注意事項などをベッドサイドに掲示する等工夫し事故のないように適切に取り組みます。
- 吸引の対象者がおらず実施をする機会が減少した場合でも、介護士の技術低下の防止を図る為に、引き続き看護師指導により喀痰吸引訓練器具を使用し訓練することで喀痰吸引の技術の向上を図ります。

⑤ サービス向上委員会・環境整備委員会

- 車椅子等の福祉用具の点検・整備・修理・清掃を定期的に行い、安全・安心な生活が送れるように取り組みます。
- 一人ひとりの利用者にとって生活の場に相応しい快適な環境を提供する為、プライバシーの確保や生活環境について検討し、より良い環境作りに取り組みます。
- 丁寧な言葉遣い・丁寧な介助・丁寧な気遣いが当たり前にできるよう、接遇マナー5つの原則（身だしなみ・挨拶・言葉遣い・表情・態度）を念頭

にサービスの向上に努めます。

- 施設の備品は丁寧に扱い、不備がある場合は早急に改善し快適な生活が送れる様に取り組みます。
- ケアプランに基づくサービス提供を基本原則とし、更により良い生活を送っていただけるように生活全般において傾聴、観察を行い、どの様なサービスを提供できるのかを日々検討実施していきます。

⑥ ターミナル委員会

- 終末期を迎えられる利用者に温かい環境が提供できるよう、また変化にいち早く気づけるようこまめな訪室を行い可能な限り心に寄り添い死への不安や恐怖が和らぐように努めます。また、これまでの人生に最大限の敬意を持って出来る限りの介護を提供します。
- ターミナル期は特別なことと捉えるのではなく、日常の延長であり日頃からコミュニケーションを大切に生活習慣やこだわりの把握に努めます。
- 施設に入所したからといって諦めるのではなく、利用者の希望を実現できるように行きたい場所・店など積極的に聞き取りを行って外出を企画します。
- 利用者様が最期まで尊厳を保ち、安らかな気持ちで過ごせるような居室環境を整え、面会時間の融通を図って出来る限りご家族と寄り添える様に支援します。

⑦ 事故対策委員会（委員会開催3月に1回以上、研修年2回以上）

- ヒヤリハット報告を習慣化することにより、事故に対する意識を高めると共に、意識の低い職員へは「なぜやるのか」を理解できるまで指導し、全体の底上げを図ります。また、危機意識が職員間で統一できるように取り組みます。
- 検討対策会議の対応策が全員に周知できるシステム作りを行い、同様の事故が未然に防げるようにします。
- 緊急を要する事故事例に於いては、翌日朝礼時及び臨時的に検討対策会議を開催し、その他に於いては月に1回事故委員会を開催し、ヒヤリハット報告書や事故報告書の分析・検討を行います。
- 危険予知トレーニングや事例検討に加えて実体験により気づき学習を行い、事故の原因究明能力や予知能力の向上に取り組みます。

⑧ 感染症対策・褥瘡予防委員会（委員会開催3月に1回以上、研修年2回以上）

- 「褥瘡を創らない」を目標に、利用者一人ひとりに応じた座位や臥位姿勢を検討し発信していきます。特にターミナル期の利用者へは、身体的苦痛

を可能な限り和らげるように皮膚状態の観察及び安楽姿勢について検討し発信します。

- 僅かな状態変化にもいち早く気づき、排泄委員会とも連携を図り皮膚状態を観察し褥瘡の要因となるものを考察し、適切な対応を行うことで早期の治癒を目指します。
- 褥瘡に対する知識を深める為、イラストを用いて誰でもが分かりやすくすることで予防に繋げていきます。
- 感染症の発生及びまん延等に関する取組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シュミレーション）を実施していきます。
- 新型ウイルスなどの感染症が発生したと想定しての事業継続計画（BCP）を非常災害対策委員会と協働して作成します。

⑨ 身体拘束等適正化委員会（委員会開催3月に1回以上、研修年2回以上）

- 利用者の安全を確保する為にやむを得ず身体拘束を実施する場合は、家族にその旨を説明し適正に実施します。検討会議を開催し経過観察記録を元に解除に向けた話し合いをします。
- 内部研修を通じて身体拘束における正しい知識・理解をより深めます。
- 他に方法がなく緊急やむを得ず身体拘束が必要になった際も、それが適切で短期間で解除出来るように対策検討を行います。身体拘束検討会議は、身体拘束実施の必要性や実施とした場合に当該事例の拘束期間満了までに継続及び中止を検討する会議とする。

⑩ 高齢者虐待防止委員会

- 利用者の尊厳の保持・人権の尊重が達成されるよう、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応に努めます。
- 「不適切ケアのチェックリスト」を活用し自身を見直すことで介護に対する自己覚知をします。課題の分析を行うことで自らの対応を改め虐待の防止に努めます。
- 利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定め実施します。
- 研修を通じて虐待における正しい知識の再確認と、困難なケースでの正しい判断を学んでいくことで利用者に安心して適切なサービスが提供できるよう取り組んでいきます。

⑪ 困難介助事例検討委員会（委員会開催 1月に1回、随時必要時）

- 介護現場における困難事例について職員個々の判断による対応をするのではなく、事前に困難事例をピックアップし対応策を決定して全職員に周知し対応します。また、経過記録やカメラ映像等で評価することで困難事例の解決へと導きます。

⑫ 非常災害対策委員会

- 災害時において利用者と職員の安全を確保し、優先業務等を効果的に遂行出来るように実践的な内容のBCPにします。
- 職員全員がBCPや災害時の優先業務等の内容を把握し、役割を確実に実施するようにします。BCPの周知と訓練を行い、それに伴い出てきた課題や対策等については見直し、継続的なBCPの改善を行います。
- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画（BCP）等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を実施していきます。
- 自然災害や感染症により事業を中断せざるを得ない状況に陥ることが発生した場合でも、命に関わる最低限のサービスを優先に可能な限り事業を持続し、通常にできる限り近いサービスが提供できるよう平常時から備えるようにします。
- BCPは策定して終わりではなく、「被害想定」や「ハザードマップ」を定期的に確認し反映していくことや、会議・訓練のなかで得たものを取り入れそれらを更新していくことで有事に活用できるようにします。
- 上記詳細行動計画の決定事項は、全職員周知すると共に非常時に誰もが一目で対応出来るような行動指示ポスターの作成と要所に掲示します。
- 年間2回の消防訓練及び災害時に備えた備蓄食の提供訓練や防災点検及び防災訓練を行います。
- 地域防災コミュニティへの参加や災害用機器備品の確保をして、災害時に備え関係機関への連携体制の整備を行い防災意識の向上に努めます。

⑬ ワクワク委員会

- 日々勤務中においては法人内他事業の職員との関わりが少ないので、同じ法人職員であることの意識を深めて貰うことと更なる懇親や団結・結束力を深めて貰う目的で実施しています。
- 団結・結束により『皆で何かやろう』という意識を高め、結果として成し得たことに共通の喜びを感じ法人職員の一員であることに誇りに思ってもらえる様な職場環境の構築に努めます。

⑭ 人事考課会議

- 人事考課制度は職員個人の査定をする目的ではなく、法人職員の知識・技術共に向上することを目的としており、日常働く上で各職員が目標設定をして常に目標意識を持って働くことが職員自身の成長に繋がることを学んでもらうことを目的として活用します。
- また、管理者との面談を通して設定した目標を共有することにより適切な指導に手段に役立てる。

⑮ 広報委員会

- 西神の里での出来事や取り組みをアップし、ご家族や地域の方々また入所をお考えの方に楽しさが伝わるものとなる様に取り組んでいきます。
- 広報手段をホームページのブログにこだわらず、その他の様々な広報手段（SNS・YouTube・インスタグラム等）のメリット・デメリットを調査して試験的に実施します。
- 社会福祉法人の情報開示が義務付けられホームページにおいても開示していますが、その内容の充実を図る為ホームページの見直しを行い閲覧件数が増えるような内容を検討します。

3. 医療職員業務

- ① 介護職の医療知識の向上に努める。
特に、外国人技能実習生と特定技能実習生の知識向上を目指す。
- ② 現在の協力医療機関との密接な情報共有、連携に努めるとともに、非常時に協力して頂ける医療機関の選択が増えるように積極的に関係性の構築に努める。
- ③ 施設内感染症の発生時、感染拡大防止に備えるための適正な知識、技術の継続的保持に努めるため、定期的な研修を実施していく。また、新入職の職員に対してのフォローアップを確実にを行い感染事故や拡大に備える。
- ④ 看取り期にある利用者様の家族への意向確認をしながら、他種職で協力しあい平穏な最期の時が過ぎることができるように援助していく。
- ⑤ 感染防止対策の徹底に努めながら、家族様と看取り期に入られた利用者様の積極的な面会やコミュニケーションが取れる努力をしていく。

4. 相談員業務

- (1) 生活の様子や変化等をタイムリーに家族様へ伝え、利用者の状況を把握して頂

きます。面会制限が続いている中で利用者と家族が離れていても、少しでも心の距離が近づくよう支援していきます。

- (2) 利用者や家族から得られた必要な情報は、各部署へ随時報告し共有していくことで、より質の高いサービスが提供できるように取り組みます。
- (3) 面会制限が今後緩和されることになれば、施設内行事や外出行事の際家族参加も募り一緒に過ごせる時間を提供していきます。
- (4) ご家族様からの相談や苦情に対して迅速かつ丁寧に対応します。
- (5) 利用者様の入退所や入退院においてご家族様や各関係機関と連携して、利用者様本位の対応を最優先して安定した入所生活への移行に努めます。
- (6) 新規入所者との事前面談を行い、家族様や関係機関から得た情報を施設の関係部署と情報共有を行って、スムーズな入所ができるように努めます。
- (7) 家族様に出来る限りサービス担当者会議に出席して頂き、家族様の意向を踏まえたケアプランの作成に努めます。

5. 栄養管理

(1) 栄養管理の実施

- 医師、看護師、介護支援専門員、相談員、介護士、管理栄養士が連携し、栄養ケアマネジメントにより、ご利用者様の健康状態を把握し、個人に見合った栄養ケア計画の作成と食事の提供を行います。

(2) 食事サービスの充実

- 安定した美味しさのお食事の提供を行います。
- 利用者様の生活の中で楽しみとなり、支えとなる食事の提供を目指します。天ぷら実演、バイキング、すき焼き、鍋ものなどのイベント食に加え、日頃からご利用者様とコミュニケーションをとり、利用者様に喜んでいただけるお食事の提供を行います。

(3) 利用者様一人一人に合った食事形態での提供

- 利用者様の食事の様子を見て、ご利用者様の咀嚼や嚥下状態等、状態把握に努め、食事による事故を予防します。利用者様一人一人に合った食事の提供を行います。

(4) 災害時の対策

- ライフラインが中断した際に食事提供を行うための3日間の備蓄食品・ディスプレイ食器の確保、備蓄食品を使用した献立の作成を行います。賞味期限が近いものは通常の献立に取り入れ、使用したものは再度購入し、常に3日間の備蓄食品を確保します。

(5) 料理クラブ、おやつクラブの継続

- ご利用者様を知る取り組みとして、利用者様と一緒に昼食作り（料理クラ

ブ)、おやつ作り（おやつクラブ）を継続し、出来るだけたくさんの利用者様に参加して頂けるよう ADL を考慮したメニューや安全に配慮して実施します。

(6) 夕食後居酒屋の再開

(7) 陶器食器の導入

- ご利用者様に家庭と変わらない雰囲気、食事をよりおいしく召し上がって頂くために、陶器食器の完全導入を目指して取り組んでいきます。

(8) 衛生管理を徹底し安全な食事の提供

- 安心安全な食事提供が出来る様に、日々の衛生確認、厨房職員への指導を行います。また、厨房機器や食器の取り扱いについても指導していきます。

6. 社会資源の活用及び社会資源として施設の提供

- (1) 積極的な各種ボランティア団体や個人でのボランティアの受け入れを実施します。また、定期的に受ける側と受け入れる側の意向確認を行い、双方が充実した結果が得られるような活動となることを目標とします。
- (2) 近隣地域での各種活動の支援や施設行事等を通じて地域住民が参加しやすいような働きかけを行います。また、地域コミュニティーカフェの活動を開始して地域住民の方が気軽に施設に足を運んでいただけるようにし、開放された施設にします。
- (3) 地域における各種事業所との連携を行い、社会資源として当施設を利用していただくことにより地域への還元と貢献になるようにしていきます。

7. 年間行事計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体行事		しょうぶ湯 母の日	父の日	七夕	夏祭り	敬老会	運動会		クリスマス会 ゆず湯 新年会	新年会	節分	ひな祭り
グループ行事	お花見(桜)	春の遠足	春の遠足			秋の遠足	秋の遠足	すき焼き	お餅つき	初詣	鍋パーティー	
食事イベント	天ぷら実演		バイキング	デザート バイキング			オードブル		クリスマス メニュー	おせち料理 食事会		握寿司 バイキング
お誕生日会全体	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日	第4水曜日
お誕生日 夕食	第1水曜日 夕食	第1水曜日 夕食	第1水曜日 夕食	第1水曜日 夕食	第1水曜日 夕食	第1水曜日 夕食	第1水曜日 夕食	第1水曜日 夕食	第1水曜日 夕食	第1水曜日 夕食	第1水曜日 夕食	第1水曜日 夕食
おやつ クラブ	第3水曜日		第3水曜日		第3水曜日		第3水曜日		第3水曜日		第3水曜日	
料理 クラブ		第3水曜日		第3水曜日		第3水曜日		第3水曜日		第3水曜日		第3水曜日
壁画 クラブ	春の壁画		夏の壁画	夏の壁画		秋の壁画	秋の壁画		冬の壁画	冬の壁画		春の壁画
園芸 クラブ		花壇植替え 夏野菜を 植える		夏野菜 収穫	夏野菜 収穫	夏野菜 収穫	冬野菜を 植える	花壇植替え 芋ほり	正月花飾り 冬野菜 収穫	冬野菜 収穫		
夕食後 居酒屋	○		○		○		○		○		○	

8. 各委員会活動及び会議

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
食事・口腔ケア委員会	第1水曜日											
排泄委員会	第2火曜日											
入浴委員会	第3火曜日											
事故対策委員会	第1火曜日											
感染症対策・褥瘡予防委員会	第3水曜日											
胃ろう・喀痰吸引安全管理委員会		第4火曜日										
サービス向上・環境整備委員会	第4水曜日											
ターミナル委員会	第2水曜日											
非常災害対策委員会	第2火曜日											
広報委員会	第3金曜日											
ワクワク委員会			第4日曜日			第4日曜日			第1週目			第4日曜日
特養職員会議	第3水曜日											
定例会議	毎週火曜日											

食事会議	第3火曜日											
身体拘束適正化委員会	第3火曜日			第3火曜日			第3火曜日			第3火曜日		
安全衛生会議	最終木曜日											
入所判定委員会	第4火曜日											
人事考課会議		中旬～下旬						中旬～下旬				
高齢者虐待防止委員会		○		○		○		○		○		○
内部義務研修	高齢者虐待研修 身体拘束研修		介護事故研修 感染症研修		高齢者虐待研修 身体拘束研修		介護事故研修 感染症研修		高齢者虐待研修 身体拘束研修			法令遵守 個人情報保護 ハラスメント
新人職員研修	随時(身体拘束・虐待・感染症・事故)											

Ⅲ 短期入所生活介護

1. 重点目標

- (1) 令和7年度の目標稼働率は、前年度105%を達成できなかったため今年度も目標稼働率を105%に設定します。
- (2) ロングショートを3名体制はそのままにし、状況により4名体制にするなどの対応をしていきます。
- (3) 定期利用の方やケアマネからの急な利用に対して可能な限り対応をしていき、西神の里に任せれば安心とっていただけるようにしていきます。
- (4) レクリエーションは継続して行っていき、ショートの単独での行事を利用者の希望を募りながら実施します。
- (5) 新規の方を中心に利用中の様子を写真と文章で伝えることが出来たので、継続して行くことと、定期利用となっている方にも写真つきで西神の里での様子を見ていただけるようにしていきます。
- (6) 新規居宅支援事業所へ訪問を行い西神の里を知っていただき、利用につなげられるようにしていきます。また、各居宅支援事業所へも定期的に訪問を行い、利用者の利用状況の報告と新規利用の方の獲得に努めます。
- (7) 新規ショートの利用の際には、ケアマネに1か月のショートに関しての最大利用単位数を確認し、利用の提案を行う。
- (8) 転倒や転倒による骨折がありましたので、起こりえる可能性のある事故についてフェイスシートや確認表を活用し発信をしていきます。また、朝礼や夕礼で口頭でも週間程度は発信をしていき実行の確認を行います。
- (9) 業務継続計画に従い災害時対応を行っていき、ご利用者様の安全を確保し安心して生活していただけるようにしていきます。また、感染症などが起こった際は、家族様に連絡を行い利用の意向を確認し可能な限り対応していきます。利用のある各居宅支援事業所にも連絡を行い対応していきます。
- (10) 特養の空床利用率を上げる為に、常にリピーターの介護支援専門員への空床利用可能情報の連絡を行い、その事業所内での共有を図ってもらい空床利用に繋げる。
- (11) 新規居宅支援事業所への定期的に西神の里ショートステイ事業の広報を行う。
- (12) 利用依頼の電話に対しては、担当者が不在であっても出来る限り早急に対応が可能な様に事務所受付に所在を明らかにしておく。
- (13) ショートステイの居室利用状況と特養の空床状況の最新情報を事務所情報提供しておく。

IV 通所介護

1. 重点目標

- (1) 稼働率85%を目標とします。(定員20名)
- (2) 今年度は現在の営業活動に引きつづき、新規利用者様の獲得に向けてより一層の営業活動と内容の充実を図ります。月に最低2回は営業へ行き同じ事業所へ繰り返し営業しに行くことで覚えてもらうようにする。
- (3) ブログを通して行事や食事、雰囲気が伝わるようにする。情報誌を毎月作成し、ケアマネジャーや家族様に手渡しし写真を見てもらいながら説明を行う事でより詳しく情報を伝えられるようにする。
- (4) ケアマネジャーに時間の延長や追加利用日の提案を行う。行事がある際などに追加して頂き他の曜日雰囲気を覚えてもらう事で今後も利用しやすいようにしていく。
- (5) 夕食提供、洗濯代行サービス、要支援の方の回数制限なしでの利用(明石市以外)、体験利用3回まで可能というサービスは継続して続け、西神の里通所介護の強み・特色を営業時に伝え、たくさんの事業所、ケアマネジャーに知ってもらう。
- (6) ショートステイをご利用される方の送迎や入浴で関わりを持ち、デイサービスの見学やレクリエーションを体験して頂き、興味を持ってもらい体験利用に繋げる。
- (7) 送迎時は大エースやハイエースを使用し、宣伝効果を兼ねて様々なルートを通る。
- (8) 季節に応じた食事やフロア内での調理を行う事で食事の楽しみを持って頂けるようにする。
- (9) ご利用者及びご家族と普段からお話する機会を多く持つことで信頼関係の構築を図り、デイサービスを利用することで安心して在宅生活が続けられるようにする。
- (10) 最近は短時間の利用を希望される方が多いので、ご利用時間や曜日をご利用者やご家族の希望に出来る限り応じた対応を行い、環境に慣れてこられたタイミングで時間を延長していくように調整をする。
- (11) 日々のレクリエーションがマンネリ化しないように、新規のレクリエーションを毎月取り入れて飽きることがないように取り組む。
- (12) ボランティアセンターに連絡し、定期的にボランティアの受け入れが出来るように調整を行う。
- (13) デイサービスのフロアの装飾を四季に合ったもの、写真を取り入れて楽しさが伝わるように工夫し、体験や見学に来られた方にアピールできるようにする。

- (14) デイサービス以外は外出出来ない方を中心に職員と一緒に「外出訓練」を目的の一つとして、四季の花々の鑑賞等外へ出かける意欲の向上、きっかけになるようにする。外出する楽しみを多く持てるように遠足や外食だけでなく買い物外出や喫茶外出を月に1回企画する。
- (15) ケアプランに基づいた通所介護計画書を作成し、計画に基づいた統一したケアサービスを提供します。
- (16) ご家族のご要望に応じて、利用者様の見学の受け入れを行い日頃の様子や食事時の様子などを見学して頂く。体験利用の方のご家族にも見学を兼ねて一緒に体験をして頂きご様子を見て頂く。(希望時)
- (17) 職員の知識・技術の向上を図るため定期的に勉強会を開催し、どのような状態のご利用者であっても受け入れができるようにキャパシティーを広げます。可能であれば、特養へ行き様々な方の介助に携わり技術を学ばせてもらい、重度の方でも安心してご利用して頂けるようにします。また、普段からリスクマネジメントを行うことで事故を未然に防げるように取り組みます。事故が発生してしまった際は事故検討を行い原因の追及と予防対策を職員間で話し合い同じ事故を繰り返さないようにします。
- (18) 職員間の連携(報告、相談、連絡)の徹底を図り、無駄を省き、業務の効率を上げ、利用者様との時間を大切にします。
- (19) 災害時、感染症のクラスター発生時はBCP計画に基づき各部署と連携をとり速やかに対応できるように職員で周知しご利用者の安全を確保できるようにします。

VI 居宅介護支援事業

1. 重点目標

(1) 目標稼働率

現在の稼働率である80%を維持しながら、要支援から要介護へ移行する利用者を想定した上で、担当利用者数だけに拘るのではなく、要介護者の増加による稼働率の向上を見込んだ上で稼働率95%目指します。又、岩岡あんしんすこやかセンター、播磨町地域包括支援センター、明石市総合支援センター等より受託依頼があるように定期的に関係をもち、関係機関が主催するケアマネジャー連絡会へ参加し、地域の状況を把握出来るように努め、研修等への参加により相談援助技術の向上を目指します。

(2) ケアマネジメントの充実

① アセスメント

利用者様や家族の状況について、状況が常に変化するものと認識し、適宜アセスメントを実施することによって、状態像を把握していくようにします。

② ケアプランの作成

アセスメントで抽出した状態像を元にケアプランを作成しますが、利用者様の意向・家族の意向を取り入れ、専門職としての見解を取り入れたプランの作成を行い充実化・具体化を図ります。

③ モニタリング

ケアプランの内容を具体的にすることによって、モニタリングを行いやすいようにしていきます。

(3) サービス担当者会議の充実

① 適切な時期（ケアプランの更新時・介護認定変更申請時）のサービス担当者会議を開催します。

② 開催の目的を明確にするため、事前に議題を抽出しておきます。

③ 関係者が欠席の場合は照会を依頼します。

④ 主治医への出欠の確認と所見の依頼を行い、医療との連携を図ります。

⑤ 利用者様、家族、サービス事業者等の参加で課題をチーム全員と共に、支え合っている実感を持って頂けるようにします。

⑥ 会議の記録作成時には、本人や家族の意向・主治医の見解など確認できたことを記載します。

(4) 継続的なケアマネジメントの充実

どのような目標を持ってサービス利用するのかを明確にし、利用者様、家族、サービス事業所等にサービス担当者会議を通して周知していき、利用者様の状態の変化に応じて、継続的に適切なサービスが提供されるように支援し、

入退院を繰り返す場合にも病院の地域医療連携室と連携を図り、継続的なケアマネジメントが実施できるように努めます。特に退院時は大きな状態変化が考えられることから病院との連携を密にして状態の確認を行い、ケアプランに反映させます。

2. 支援の基本

- (1) 介護保険制度の理念を基本とし、要介護者である利用者様が尊厳を持って、自立した生活を営めるように、介護サービスを利用して健康保持増進・能力向上維持に努めます。
- (2) 利用者様の自己決定権の尊重、自分らしい望まれる生活の継続及び自立支援を念頭におき、利用者様の意向を確認し、専門職としての視点で利用者様が望む生活に近づけていくよう支援します。
- (3) 利用者様の自立支援に資する適切なケアプランを作成し、プランに沿ったサービスが提供されるよう、介護保険適用の公的サービスに限らず、インフォーマルサービス、家族の支援の位置づけを考慮し、望まれる生活が維持できるよう支援をしていきます。
- (4) 運営基準を遵守し、信頼される事業の展開をしていきます。
- (5) 公平・中立性

居宅介護支援事業所が施設に併設されている為、サービスが偏りがちにならないように、利用者様の立場からサービスを検討していき利用者様及びサービス提供事業者との関係において、公平・中立の立場でサービスを検討していきます。

事業所選定の際にはご利用者の希望をお聞きし、希望の事業所の有無を確認し、本人の希望がなければ条件に合う事業所をピックアップしその中からお試し利用等が可能であればお試し利用をした上で事業所を決定します。